

湯河原観光漁業協同組合

内共第 6 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

湯河原観光漁業協同組合

湯河原観光漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は湯河原観光漁業協同組合が免許を受けた内共第6号第5種共同漁業権にかかる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物、あゆ、やまめの採捕（以下「遊漁」という）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場内区域で釣竿の遊具、漁法によって遊漁しようとするものは、あらかじめ第7条第1項又は第2項の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ・ウ欄に掲げる漁具、漁法でなければならない。

ア. 魚種	イ. 漁具	ウ. 漁法
あゆ	竿釣	友釣、毛針釣
やまめ	竿釣	エサ釣、毛針釣

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
あゆ	6月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで

2. 遊漁時間は毎日日の出1時間前より日没1時間後までとする。
3. 第1項の公示は神奈川新聞紙上に公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる区域において同表の期間中は、稚あゆ放流のため遊漁してはならない。

区 域	期 間
千歳川藤木川の全川 但し日金沢を除く	4月1日から5月31日までの期間内で組合が定め公示する日から5月31日まで

2. 前項の公示は神奈川新聞紙上に公示するものとする。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 体長
やまめ	12 cm 以下 (約 4 寸)

(遊漁料金の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法により遊漁するものは、組合指定の販売店において納付するとき(店売り)、又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	期間		遊漁料
あゆ・やまめ共通	1日	店売り	800円
		現場売り	1,000円
	2日	店売り	1,200円
	1年		6,500円

2. 次表のア欄に掲げる者は遊漁料は前項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア. 区分	イ. 料金
未就学の児童及び小学生	無料
身体障害者(身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者)	1/2
中学生	前項の内1日券及び2日券については1/2、年券については1/4に相当する額

3. 組合指定販売所

千歳川案内所

湯河原町土肥2-21-37

(社)湯河原温泉観光協会

湯河原町宮上566

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条に基づく遊漁料の納付を受けたときは、下記の内容を満たす遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2. 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2. 遊漁者は遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
- 4. 遊漁者は遊漁規則の遵守並びに資源保護については、特に注意しなければならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関し必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、下記の内容を満たす漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

1. この規則は令和5年9月1日から施行する